米原市告示第206号

公示送達書

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の２の規定により公示する。なお、この書類は、米原市市民部税務課において保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和８年10月14日

米 原 市 長　角 田　航 也

記

書類の表示	送達を受けるべき者の氏名、名称、事務所または事業所	備考
令和８年度市県民税　第２期督促状	波多野　成憲	
令和８年度市県民税　第２期督促状	森田　純	
令和８年度市県民税　第２期督促状	TRAN　HUY　PHUC	
令和８年度市県民税　第２期督促状	BUI　THI　HUYEN	
令和８年度市県民税　第２期督促状	LE　THI　LANH	
令和８年度市県民税　第２期督促状	VU　THI　THUY	
令和８年度市県民税　第２期督促状	HOANG　NGOC　ANH	
令和８年度市県民税　第２期督促状	山川　望里	
令和８年度市県民税　第２期督促状	NGUYEN　THI　HOP	
令和８年度市県民税　第２期督促状	BUI　THI　HOP	
令和８年度市県民税　第２期督促状	SETIA　SAMSI	
令和８年度市県民税　第２期督促状	OHARA　EDUARDO　MITIO	
令和８年度市県民税　第２期督促状	NGUYEN　VAN　DO	
	以上	

（注意事項）　この書類は、地方税法第20条の２第３項の規定に基づき、公示をした日から起算して７日を経過したときに書類の送達がされたものとみなされます。